

## 飛散・落下防止について

最近、弊社に搬入される業者さまの中に、**飛散・落下防止措置**を取られていない業者さまが目立ちます。近隣住民の方々から、日々廃棄物の飛散及び落下の連絡が寄せられています。今一度、ご注意とご確認の上搬入して頂きたいようお願い申し上げます。

- 積み荷は出発前に固定し、落下の恐れがないか確認して下さい。
- **幌(ほろ)**や**トラックシート**をかけて積み荷の**飛散・落下防止措置**を励行して下さい。
- 無理な積み方は止めてください。
- ※ **弊社では、飛散・落下防止措置を取られていない車両の搬入をお断りいたします。**

※ 落下物によって第三者に被害を与えた場合は、道路交通法により落とし主は損害賠償の責任や刑罰が生じます。

～道路交通法 第75条の10 抜粋～

自動車の運転者は（一部省略）積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

【**刑罰**】 3ヶ月以下の懲役、若しくは5万円以下の罰金、または10万円以下の罰金

